

## 東京新潟県人会委員会細則（案）

### （目的）

第1条 この細則は、東京新潟県人会（以下「~~本県人会~~」という）の会則第20-19条に基づき~~いて設置された委員会の運営を円滑にするため、委員会の権限、組織及び議事手続等について定めるものである。~~  
本会の目的及び事業を円滑に運営するために常任委員会と特別委員会を設置する。

### （権限組織）

第2条 常任委員会は、次の所管事項について、会長の諮問に対し答申すること及び自ら必要と認める事項を審議し、その結果を会長に報告することを職務委員会とする。

- (1) 総務委員会 ~~会則等の改正等本会の総務に関する及び他の委員会に属さない事項の企画立案。~~
- (2) 財務委員会 ~~財務の健全化等に関する事項の企画立案。~~
- (3) 文化委員会 ~~文化活動に関する事項の企画立案。~~  
但し、会長の委嘱により、文化活動を行う。
- (4) 組織委員会 ~~会員の増強等組織に関する事項の企画立案。~~
- (5) 広報委員会 ~~会の広報に関する事項の企画立案。＊会報・インターネットのホームページ等~~  
但し、会長の委嘱により、広報活動を行う。
- ※ (6) 婦人女性委員会 ~~文化、福祉及び奉仕活動に関する事項の企画立案。~~  
但し、会長の委嘱により、文化、福祉活動を行う。

### （組織特別委員会及び実行委員会）

第3条 特別委員会及び実行委員会は、30人以内の委員をもって組織会長が必要と認めたとき設置する。

- 2 委員の選任は、正副会長会の審議により、会長が委嘱する。  
なお、常任理事は、いずれか1つの委員会の委員となる。

### （議案・議決委員会の構成）

第4条 議案は、会長又は委員長が提出する委員会は、若干名の役員をもって構成する。但し、常務理事は委員となる。~~常任委員の兼任は認めない。~~

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

### （委員長・副委員長の任命）

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長若干名を置くは、~~常務理事の中より常務理事会の議を経て、会長が任命する。~~

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から会長が委嘱する。

### （副委員長・副および委員長の職務任命）

第6条 副委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる及び委員は、~~役員の中から選任し会長が委嘱する。~~

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

### （任期）

第7条 委員の任期は、2年とする東京新潟県人会の役員の任期に準ずる。

### —（実行委員会及び特別委員会）—

第8条 ~~実行委員会及び特別委員会（以下「各委員会」という）は、必要に応じて、副会長、常務理事、理事、参事で構成する。~~

- ~~2 各委員会は、事業の終了をもって解散する。~~
- ~~3 各委員会の委員長及び副委員長、委員は会長が任命する。~~
- ~~4 委員の兼任禁止条項は、各委員会には適用しない。~~

### —（細則の改正）—

第9条 ~~本細則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。~~

### 付則

この細則は、平成29-17年 5月 22日から実施する。